

令和3年5月12日

保護者の皆様

長久手市立北小学校長 勝谷 晋也

### 緊急事態宣言中の教育活動について

保護者の皆様方には、日頃の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染拡大防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

さて、愛知県を対象に5月12日から5月31日までの期間、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、緊急事態宣言が発令されました。本校におきましては、長久手市教育委員会による「緊急事態宣言中の教育活動ガイドライン」に基づき、下記のとおり対応いたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 一斉臨時休業について

長久手市教育委員会からの指示にしたがい、一斉の臨時休業は行いません。

##### 2 感染症対策について

教育活動（学習、給食、清掃等）における感染症対策は、「新型コロナウイルス感染症に関する本校の対応について（北小ガイドライン R3.4.7版）」に記載した対策を徹底し、感染防止に努めます。

学習活動については、感染症対策を適切に実施して行います。ただし、感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施しません。

##### 3 学校行事について

感染症予防の3つの条件（①密閉 ②密接 ③密集）が重ならないように工夫します。場合によっては、縮小したり、延期したり、実施を見合わせたりします。

##### 4 部活動について

校内での練習は、感染症対策を徹底した上で実施します。練習試合を含めて、対外試合は実施しません。活動の中止等は部活動ごとにお知らせします。

##### 5 児童生徒の健康状態の把握等について

ご家庭でも検温、健康状態の確認をしていただき、以下に該当する場合、登校を控えてください。すべて出席停止となります。学校への連絡は連絡帳ではなく、電話で結構です。

(1) 発熱やかぜ等の症状がある場合

(2) 同居のご家族に発熱やかぜ等の症状がある場合

(3) 同居のご家族が濃厚接触者となり、検査で陰性が判明していない場合

##### 6 その他

(1) ご家庭におきましても、検温の実施、手洗い、うがいの励行、休日を含めての児童同士のカラオケや会食を自粛すること、不要不急の外出を控えるなどして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けてご協力をお願いします。

(2) 長久手市教育委員会「緊急事態宣言中の教育活動ガイドライン」および「新型コロナウイルス感染症に関する本校の対応について（北小ガイドライン R3.4.7版）」については本校ホームページからご覧いただけます。

連絡先 長久手市立北小学校 〈0561-62-9292〉